様式第１号

審査基準整理票

処分名	男女共同参画センター多目的室の使用料の還付		
根拠法令名	大津市男女共同参画センター条例 (平成１７年条例第93号)		（条項）第５条第３項
基準法令名	大津市男女共同参画センターの管理運営に関する規則(平成１７年規則第32号)		（条項）第９条
所管部署	政策調整部　男女共同参画センター		
標準処理期間	3　　日	法定処理期間	日

【審査基準】　・文書の名称【　　】
・掲載図書等【　　】
・内容　　■全部記載　　□一部・項目のみ記載

施設の使用料の還付については、大津市男女共同参画センターの管理運営に関する規則第9条の規定によるものとする。

参　考

【根拠法令】

大津市男女共同参画センター条例

第５条

3　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

【基準法令】

大津市男女共同参画センターの管理運営に関する規則

第9条　条例第5条第3項ただし書の規定により使用料を還付する場合は、次の各号に掲げるとおりとし、その還付する額はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)　天災地変その他使用者の責めによらない事由により、使用することができなくなったと認められる場合　全額

(2)　センターの管理の都合により使用の許可を取り消した場合　全額

(3)　使用者が多目的室の使用の期日の30日前までに使用の取りやめの届出をし、所長において相当の理由があると認めた場合　半額

(4)　その他所長が必要と認めた場合　その都度所長が定める額

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。